

## 新座市緑の保全巡視員設置要綱

(平成17年2月1日 市長決裁)

(平成18年3月31日 市長決裁)

(平成21年3月26日 市長決裁)

(平成23年3月31日 市長決裁)

(平成29年12月25日 市長決裁)

(令和4年3月30日 市長決裁)

### (設置)

第1条 市内の緑地内の動植物の持ち出し、植物の採掘、ごみ等の不法投棄等を防止し、市民一体となって緑地を保全するため、ボランティアによる新座市緑の保全巡視員（以下「巡視員」という。）を置く。

### (役割)

第2条 巡視員は、前条の設置目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 緑地内の動植物の持ち出し、植物の採掘、ごみ等の不法投棄等の防止のための巡視
- (2) 緑地内の可燃物、ビン、缶類等の収集及び処分
- (3) 緑地内施設の破損及び故障並びに緑地内に収集困難な不法投棄物等を見つけた場合の連絡
- (4) 緑地内の動植物の状況報告
- (5) 前各号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な啓発、宣伝及び普及活動

2 巡視員は、活動を行った月ごとに作業報告書を作成し、翌月5日までにまちづくり未来部みどりと公園課長に提出するものとする。

### (委嘱)

第3条 巡視員は、設置目的に賛同し、ボランティア活動を行う意欲がある者を市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 巡視員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

### (会議)

第5条 巡視員の会議は、必要に応じまちづくり未来部長が招集する。

### (庶務)

第6条 巡視員に関する庶務は、まちづくり未来部みどりと公園課において処理する。

## 附 則

この要綱は、決裁のあった日から実施する。